

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成18年7月18日

京都市長 榎 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所
株式会社 山中商事
代表取締役社長 山中 隆輝
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町32番地

- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
F M A R T 桂店
京都市西京区川島有栖川町13番地

 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日
平成18年7月3日

- 3 届出年月日
平成18年7月3日

（産業観光局商工部商業振興課）